

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ **延長** ・ その他 ）

No	23	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象 中小企業者等が一定の設備投資や IT 投資等を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるもの</p> <p>・ 特例措置の内容 通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加し、上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直した上で、適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	<p>[初年度] ▲5,979 (▲15,065) [平年度] ▲5,979 (▲15,065) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等への投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 昨今の中小企業の業況は持ち直しつつあるが、製造業・非製造業ともに直近の2期は連続で業況が悪化する等、弱い動きが見られる。大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、積極的な事業展開への意欲や技術力等を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資等に遅れが生じる傾向がある。他方、中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図っていくことが、我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。 GDP600兆円の実現に向けては、産業全体の7割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことが必要である。サービス業は地域経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面から不可欠であり、また喫緊の課題である。また、第四次産業革命に向けた取組が必要とされる中で、中小企業が大企業の取組に対応した投資を行うことで、国内の生産能力を維持することは、日本の製造業が国際競争力を維持し続けるためにも不可欠であり、これらに対応した攻めの投資を行う中小企業を支援することが必要である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」 (1) 生産性革命に向けた取組の加速 ⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省</p>	

	<p>エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p> <p>「ニッポン一億総活躍プラン」</p> <p>2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 (同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)</p> <p>また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。</p> <p>5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(1) 第4次産業革命</p> <p>第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線 で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。</p> <p>(7) サービス産業の生産性向上</p> <p>サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の 支援によって向上させる。</p> <p>(8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の 活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法 17 に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2016」</p> <p>2. 未来投資に向けた制度改革</p> <p>我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。</p> <p>《KPI》今後3年間(2018 年度まで)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>-</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること																																																																																				
	政策の達成目標	<p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																																																																																					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年度末まで																																																																																					
	同上の期間中の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																																																																																					
	政策目標の達成状況	<p>中小企業の業況は、持ち直しつつあるが、直近では弱い動きが見られており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断DI</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>I</td> <td>71</td> <td rowspan="2">年間 70.8</td> <td>26.1</td> <td rowspan="2">年間 25.0</td> <td>2</td> <td rowspan="2">年間 5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.8</td> <td>25</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>71.9</td> <td>26.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>68.4</td> <td>22.9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">21年</td> <td>I</td> <td>64.8</td> <td rowspan="2">年間 58.8</td> <td>19</td> <td rowspan="2">年間 19.6</td> <td>18</td> <td rowspan="2">年間 18.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>62.2</td> <td>19.5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.8</td> <td>19.1</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.5</td> <td>20.7</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">22年</td> <td>I</td> <td>51.1</td> <td rowspan="2">年間 53.1</td> <td>21.2</td> <td rowspan="2">年間 23.6</td> <td>13</td> <td rowspan="2">年間 10.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>51.1</td> <td>23.2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.1</td> <td>24.7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>55.2</td> <td>25.2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23年</td> <td>I</td> <td>52.8</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>24.9</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>7</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>53.8</td> <td>22.8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI								20年	I	71	年間 70.8	26.1	年間 25.0	2	年間 5	II	71.8	25	4	III	71.9	26.1	5	IV	68.4	22.9	9	21年	I	64.8	年間 58.8	19	年間 19.6	18	年間 18.5	II	62.2	19.5	20	III	55.8	19.1	19	IV	52.5	20.7	17	22年	I	51.1	年間 53.1	21.2	年間 23.6	13	年間 10.5	II	51.1	23.2	12	III	55.1	24.7	9	IV	55.2	25.2	8	23年	I	52.8	年間 平均値	24.9	年間 平均値	7	年間 平均値	II	53.8	22.8
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI																																																																																		
20年	I	71	年間 70.8	26.1	年間 25.0	2	年間 5																																																																																
	II	71.8		25		4																																																																																	
	III	71.9	26.1	5																																																																																			
	IV	68.4	22.9	9																																																																																			
21年	I	64.8	年間 58.8	19	年間 19.6	18	年間 18.5																																																																																
	II	62.2		19.5		20																																																																																	
	III	55.8	19.1	19																																																																																			
	IV	52.5	20.7	17																																																																																			
22年	I	51.1	年間 53.1	21.2	年間 23.6	13	年間 10.5																																																																																
	II	51.1		23.2		12																																																																																	
	III	55.1	24.7	9																																																																																			
	IV	55.2	25.2	8																																																																																			
23年	I	52.8	年間 平均値	24.9	年間 平均値	7	年間 平均値																																																																																
	II	53.8		22.8		8																																																																																	

	III	49.9		23.5		6	
	IV	52.2	52.2	23	23.5	5	6.5
24年	I	52.4	年間 平均値	25	年間 平均値	5	年間 平均値
	II	52.3		28.3		6	
	III	54.0	52.9	29.1	27.7	6	5.8
	IV	52.9		28.2		6	
25年	I	53.7	年間 平均値	31.4	年間 平均値	6	年間 平均値
	II	55.6		32.9		5	
	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5
	IV	55.4		37.2		0	
26年	I	54.9	年間 平均値	37.6	年間 平均値	-1	年間 平均値
	II	54.8		35.7		0	
	III	56.0	54.8	36.8	37.1	-1	-0.8
	IV	53.7		38		-1	
27年	I	55.4	年間 平均値	37.8	年間 平均値	-2	年間 平均値
	II	53.9		38.2		0	
	III	54.7	-	38.8	38.5	-1	-1.0
	IV	55.9		39.4		-1	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 平成29年度 85,959社 平成30年度 85,959社
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却又は即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、一定の器具備品・工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加しており、これらはサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p> 本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、一定の器具備品・工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。 </p> <p> 拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加し、上乘せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、サービス業の生産性向上にも資する制度とするものである。 </p>
ページ	23—2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成 23 年度: 36,762 件 平成 24 年度: 42,821 件 平成 25 年度: 50,830 件 平成 26 年度: 61,538 件</p> <p>○中小企業投資促進税制の利用業種</p> <table border="1" data-bbox="384 510 1522 640"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>農林水産業</th> <th>鉱業</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>金融保険業</th> <th>不動産業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																							
割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																							
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																							
割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																							
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 42 億円</td> <td>税額控除</td> <td>約 10 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 159 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 103 億円</td> <td>税額控除</td> <td>約 26 億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 129 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 42 億円	税額控除	約 10 億円	(事業税)	特別償却	約 159 億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 103 億円	税額控除	約 26 億円	(地方法人特別税)	特別償却	約 129 億円	税額控除	—								
(道府県民税)	特別償却	約 42 億円	税額控除	約 10 億円																									
(事業税)	特別償却	約 159 億円	税額控除	—																									
(市町村民税)	特別償却	約 103 億円	税額控除	約 26 億円																									
(地方法人特別税)	特別償却	約 129 億円	税額控除	—																									
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の用途としては、約 2 割が設備投資、約 2.5 割が雇用拡大・賃上げ等の再投資に回るとのアンケート結果がある。</p>																												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。 																												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <p>税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善しているが、世界経済のリスク等、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p>																												

	<p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p>
ページ	23-3